



# 第6次 千代田町行政改革大綱



群馬県千代田町  
平成24年2月

## 目 次

I	行政改革の必要性	- 1 -
1	これまでの取り組み	- 1 -
2	東日本大震災を受けて	- 1 -
3	行政改革大綱の位置づけ	- 1 -
II	基本方針	- 2 -
1	行政改革の目標	- 2 -
2	推進期間	- 2 -
3	行政改革の5つの柱	- 2 -
4	推進方法	- 2 -
III	行政改革の重点項目	- 3 -
1	危機管理対策の推進	- 3 -
(1)	防災体制の強化	- 3 -
(2)	生活環境の安全安心	- 3 -
2	行政マネジメントの改革	- 3 -
(1)	経営的視点による事業運営	- 3 -
(2)	事務事業の見直し	- 4 -
(3)	時代に即したイベント運営	- 4 -
(4)	公共施設の効率的・効果的活用の推進	- 4 -
3	組織・機構の改革	- 4 -
(1)	組織・機構の見直し	- 4 -
4	人財育成・管理の改革	- 5 -
(1)	職員管理の見直し	- 5 -
(2)	人財育成の推進	- 5 -
(3)	人権・男女共同参画社会の推進	- 5 -
(4)	人事管理体制の見直し	- 5 -
5	協働のまちづくりの推進	- 5 -
(1)	行政への町民参加の推進	- 6 -
(2)	情報の集約と伝達方法の簡素化	- 6 -
(3)	地域ブランドの創出	- 6 -

# I 行政改革の必要性

## 1 これまでの取り組み

本町では、昭和 60 年に「第 1 次千代田町行政改革大綱」を策定して以来、その時々の町民ニーズや町の抱える課題に的確に対応していくため、数次にわたる行政改革大綱に基づき、改革を進めてまいりました。近年では、行政の透明性の向上に向けた情報公開の一層の推進や、「協働のまちづくり事業」を通して町民と共に行うまちづくりの推進なども、着実に進んできています。

財政改革では、三位一体の改革による緊縮財政の中、平成 17 年、平成 23 年の 2 度にわたり、「千代田町財政危機突破計画」を策定し、行政コストの節減・合理化や財源確保といった財政健全化維持を推進してきたところです。

しかしながら、本町を取り巻く様々な環境の変化に適切に対応していくためには、今後も引き続き積極的な行財政改革の推進を図る必要があります。

## 2 東日本大震災を受けて

平成 23 年 3 月 11 日、宮城県沖を震源とする国内観測史上最大となる巨大地震、「東北地方太平洋沖地震」が発生しました。

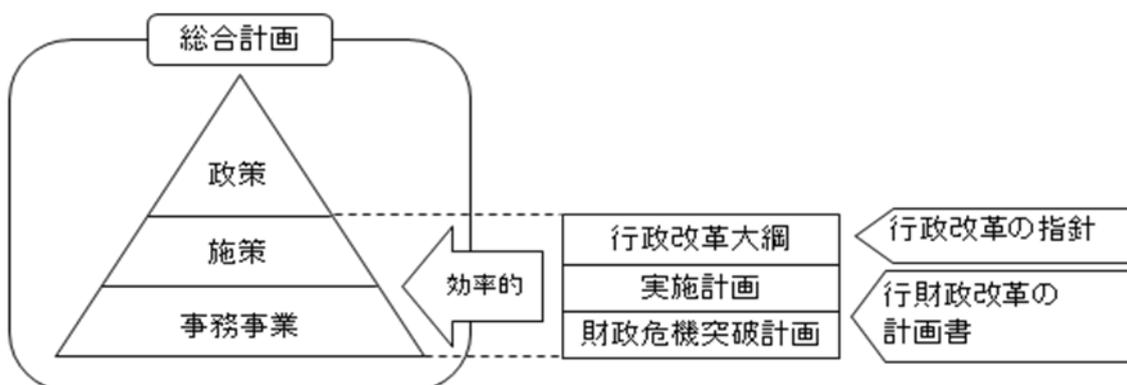
この地震の大津波による被害に加え、各地で地盤沈下や液状化現象等の被害が発生しました。また、福島県内の原子力発電所の被災により、大量の放射性物質の放出を伴う重大な事故も発生し、自然環境や健康問題に対して国内に不安が広がり、このような状況の中で、町でも防災への意識が高まっています。

本大綱では、事務事業の改革等これまで継続的に進められてきた項目に、先の震災を踏まえ、『危機管理対策の推進』を新たに加え、行政改革を進める必要があると考えます。

## 3 行政改革大綱の位置づけ

行政改革は、町政の理念や政策目標である「総合計画」を最も効率的かつ効果的に実現するために必要な制度、施策、組織、業務運営の改革を行うものであり、大綱を中心とした主要計画によって実施します。

図：本大綱と町の主要計画との関係



## II 基本方針

### 1 行政改革の目標

本大綱では、これまでの本町の行政改革の経緯と実情を踏まえ、行政コストの節減はもちろん、行政運営の仕組みや職員の意識改革に積極的に取り組み、質の高いサービスの提供を目指します。

また、単に庁内の改革にとどまらず、町民参画を推進するとともに自立した行政経営の実現に向け、積極的に改革に取り組んでいきます。

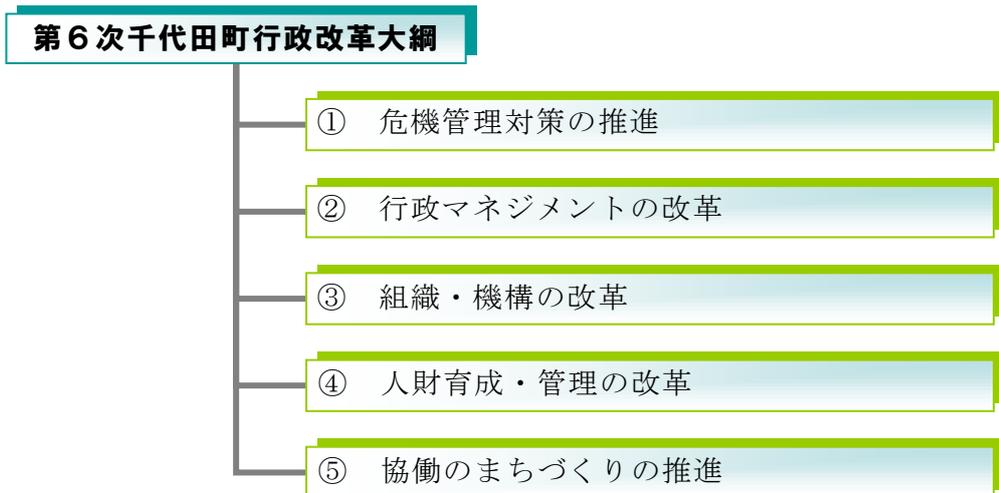
さらに東日本大震災後、高まる環境面・健康面への不安や防災意識を踏まえ、危機管理体制の強化に努めていきます。

そして、町民が健康で生きがいを持ち、真の心の豊かさを実感できる明るく住みよいまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

### 2 推進期間

この大綱の実施期間は、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間とします。

### 3 行政改革の 5 つの柱



### 4 推進方法

進行管理は、町長を本部長とする「千代田町行政改革推進本部」のもと、目標達成に向けて全庁的に取り組んでいきます。

実施計画については、年度ごとに進捗状況を管理し、取りまとめ結果を広報紙・ホームページ等を通じて広く町民へ公表します。

### Ⅲ 行政改革の重点項目

本大綱では、目標を達成するため、次の5項目を重点項目とし、改革に取り組んでいきます。

#### 1 危機管理対策の推進

日本国内では「東日本大震災」をはじめ、各地で風水害等が多発しています。本町においても大型台風による風水害や、ゲリラ豪雨による被害等が見込まれることから、危機管理体制の見直し・強化が急務であると考えます。

##### (1) 防災体制の強化

災害発生時、人的支援や物的支援を円滑に行うため、防災体制の見直し、強化を行います。

###### 【取組項目】

- ・地域防災計画の見直し
- ・自主防災組織結成の促進
- ・災害物資等協定の締結
- ・災害対策

##### (2) 生活環境の安全安心

通常時及び災害発生時においても、町民に安全で安心して生活を送っていただくため、環境測定等を定期的に行っていきます。また、感染症等への迅速かつ的確な対応を図るため、関係部署との連携強化に努めます。

###### 【取組項目】

- ・放射能対策
- ・その他の危機管理対策

#### 2 行政マネジメントの改革

役場は、町民にとって最も身近な行政機関です。近年、その運営も経営的視点を取り入れた合理性や利便性が求められるようになってきています。また、公共施設運営についてもサービスの向上が求められています。このように行政の効率的・効果的な運営促進により、行政マネジメントの改革を図ります。

##### (1) 経営的視点による事業運営

各事務事業について、補助事業の活用や行政運営コストの低減等、経営的視点から運営を見直すことにより、効率化の推進を図ります。

###### 【取組項目】

- ・国・県等補助事業の活用
- ・行政運営コストの低減と効率化
- ・広域によるサービスの研究

## (2) 事務事業の見直し

限られた人員や財源の中で、町民ニーズに対し効率的に対応するため、事業内容の再構築に取り組みます。また、活力ある町の育成を目指して、産業活性化の推進に努めます。

### 【取組項目】

- ・事務事業の再構築
- ・会議運営の効率化
- ・電子入札の推進
- ・町税の納付機会拡大と収納率向上の促進
- ・認定こども園の検討

## (3) 時代に即したイベント運営

町の行事、イベントについて時代に合ったイベント運営を目指します。

### 【取組項目】

- ・各種イベントの見直し

## (4) 公共施設の効率的・効果的活用の推進

公共施設の運営に民間のノウハウを活用することで、効率的な運営促進を目指します。また、施設の設備面及び事業面、双方の充実を図ることでサービスの向上を目指します。

### 【取組項目】

- ・民間委託及び指定管理者制度導入の推進
- ・公共施設のサービス向上
- ・施設管理の充実

## 3 組織・機構の改革

地方分権に対応した行政運営実現のためには、柔軟な行政組織の構築が求められます。そこで、サービスを提供するうえで町民にとってわかりやすい組織づくりを目指して、組織・機構の改革を進めます。

### (1) 組織・機構の見直し

行政が委嘱する役職員について、男女共同参画や報酬額見直しの検討など、制度の再検討等を行います。また、町民対応への調査委員会の設置検討を行い、的確な対応を目指します。

### 【取組項目】

- ・役職員体制の検討
- ・役職員報酬額の検討
- ・議員充て職の見直し
- ・住民対応への検討

## 4 人財育成・管理の改革

最良なサービス提供のためには、職員一人ひとりが目的意識を持って職務にあたることが必要となってきます。そこで、町では職員研修のみならず、人事制度等、総合的かつ長期的観点から改革に取り組みます。

### (1) 職員管理の見直し

職員の心身の健康を考慮し、健康診断の受診徹底や事務量の把握等を行います。

#### 【取組項目】

- ・ 職員の健康管理
- ・ 職員の事務量の把握

### (2) 人財育成の推進

人材育成基本方針の見直しを中心に、階層別職員研修の充実、専門研修の推進等により人財の育成を図ります。

#### 【取組項目】

- ・ 人材育成基本方針の見直し
- ・ 職員の意識改革の促進
- ・ 職員研修の充実強化
- ・ 専門職員育成
- ・ ボランティア活動の参加

### (3) 人権・男女共同参画社会の推進

町民一人ひとりが人権や男女平等意識に配慮することによりお互いの人権を尊重し、共に認め合い、地域や家庭、就業において個性や能力を十分に発揮できる町づくりを進めます。

#### 【取組項目】

- ・ 人権・男女共同参画に関する施策の推進

### (4) 人事管理体制の見直し

職員の仕事への意欲向上につながるような仕組みを取り入れた人事・任用制度を目指します。

#### 【取組項目】

- ・ 職員意識アンケートの実施
- ・ 人事評価制度の充実

## 5 協働のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、地域の課題や町民ニーズに的確に対応していくため、町民と行政とが互いにパートナーシップをとり、連携して進めていくことが必要となり

ます。そこで、町では地域の連携強化や、ボランティア団体等の育成など、町民と共に築くまちづくりを推進していきます。

#### **(1) 行政への町民参加の推進**

町では、町民参加の推進のため、協働のまちづくり事業や、各種サポート事業を推進しています。そこで、町民と行政との一層の信頼関係を築き、町民参加の拡大を促進します。

##### **【取組項目】**

- ・協働のまちづくり事業の推進
- ・ボランティア団体の再構築
- ・町民まちづくりアンケートの実施

#### **(2) 情報の集約と伝達方法の簡素化**

町民への情報伝達手段の一つである、ホームページの見直しによる情報発信の強化や、行政の透明性を図るため、情報公開の推進を図ります。

##### **【取組項目】**

- ・パブリックコメントの推進
- ・広報広聴の充実強化
- ・情報公開の推進

#### **(3) 地域ブランドの創出**

町のPRや観光産業育成のため、本町の新たな特産品の開発研究に取り組みます。

##### **【取組項目】**

- ・地域ブランドの開発研究



第6次千代田町行政改革大綱

策定 平成24年2月

編集 千代田町役場総務課

〒370-0598

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

Tel : 0276-86-2112 (ダイヤルイン)

Fax : 0276-86-4591

URL : <http://www.town.chiyoda.gunma.jp>

E-Mail : [soumu@town.chiyoda.gunma.jp](mailto:soumu@town.chiyoda.gunma.jp)